認可地縁団体

規約例

安城市

令和6年9月1日

安城市 | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

※この規約は一般的なものを例示したものです。規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考にしながら、各地縁団体の実情に合ったものとしてください。

規約には次の事項が必要となります。【地方自治法第２６０条の２第３項】
（１）目的（２）名称（３）区域（４）主たる事務所の所在地（５）構成員の資格に関する事項（６）代表者に関する事項（７）会議に関する事項（８）資産に関する事項

規約例	留意点
○○自治会（町内会）規約（会則）	※「規約」ではなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。
第１章　総則 （目的） 第１条　本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 （２）美化・清掃等区域内の環境の整備 （３）集会施設の維持管理 （４）○○○○○○○○ （５）○○○○○○○○	①特定の活動のみを目的とせず、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」を目的とすることを規約に明記することが必要です。 ②活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に記載すること。
（名称） 第２条　本会は、○○○会と称する。	①地方自治法上、地縁による団体の名称について制限はありません。 ただし、他の法令において名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 ※商工会でないものが「商工会」という名称を用いることなどは不可。
（区域） 第３条　本会の区域は、安城市○○町△△番□□号から××番△号までの区域とする。	①町又は字及び地番又は住居表示により表示してください。 ただし、河川や道路等による区域の表示（例：安城市○○町大字△のうち××川の北の区域）も、他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。

規約例	留意点
（主たる事務所） 第４条　本会の主たる事務所は、安城市○○町△番×号に置く。	①「主たる事務所」とは、地縁による団体として１を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。 ②事務所は、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。 住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。
第２章　会員	
（会員） 第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。	①年齢、性別、国籍等による制限はできません。 ②区域外の者は、会員になれません。 ③区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。 ※賛助会員は、表決権等は有しません。
（会費） 第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。	①会費は、会員及び団体にとって重要な事項であるため、規約に金額を定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。 ただし、規約の改正は第３６条に定める特別議決事項となりますので、年１回の通常総会で各年度毎に定めることが適当と考えられます。
（入会） 第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。	①入会手続きは、入会希望者の入会の意思が確認できるものとする必要があります。
２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。	②第５条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。 （退会についても同じ。）
（退会） 第８条　会員が次の各号のいずれかに	長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規

規約例	留意点
該当する場合には退会したものとする。 （１）第３条に定める区域に住所を有しなくなった場合 （２）本人より別に定める退会届が会長に提出された場合 ２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第３章　役員 （役員の種別） 第９条　本会に、次の役員を置く。 （１）会長　１人 （２）副会長　○人 （３）会計　○人 （４）監事　○人 （５）書記　○人 第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。 ２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 （役員の職務） 第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。 ２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 ３　監事は、次に掲げる業務を行う。 （１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。 （２）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 （３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 （４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する	定は、慎重な手続き等のもとに行うような扱いとすることが必要と考えられます。 ①必ず代表者（会長）を１人置くことが必要です。 ②監事は１人又は複数人置くことが適当です。 ①監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。 ①会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいです。 ②「会計」、「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。

規約例	留意点
こと。	
（役員の任期） 第１２条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。	①役員の任期は、法律上規定はありませんが、数か月のように短いものでは事務執行の一貫性確保の問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生じます。 ②役員の解任手続きを定める場合は、選任の手続きと同様の定めをすることが必要です。
第４章　総会 （総会の種別） 第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。 （総会の構成） 第１４条　総会は、会員をもって構成する。	
（総会の権能） 第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。	①総会は、団体運営のうち規約において役員会に委任したもの以外はすべての事項について議決できます。 なお、規約の改正など法律上総会の専権事項をされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできません。 【総会で議決すべき重要事項（例)】 ・事業計画の決定 ・事業報告の承認 ・予算の決定及び決算の承認 ・不動産等の活動上重要な固定資産の処分
（総会の開催） 第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。 ２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）会長が必要と認めたとき。 （２）総会員の５分の１以上から会議の	①総会は、地方自治法第２６０条の１３の規定により、少なくとも毎年１回は開催しなければなりません。 ②地方自治法第２６０条の４の規定により、年度終了後３か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うた

規約例	留意点
目的たる事項を示して請求があったとき。 （３）第１１条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。	めに、通常総会を年度終了後３か月以内に開催する必要があります。 ③通常総会が年度終了後１回のみで、事業計画及び予算の決定を行う場合、年度当初から総会開催までの間、予算が成立していないため本来執行できませんが、第３３条第２項のように規定しておくことが適当です。 ④５分の１の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。
（総会の招集） 第１７条　総会は、会長が招集する。 ２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。	①総会の開催権限は会長が有しますが、会員及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。	②総会を招集するには、地方自治法第２６０条の１５の規定により、少なくとも５日前までに通知を行う必要があります。
（総会の議長） 第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。	①総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ②会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。
（総会の定足数） 第１９条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。	①総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。 ②定足数には、第２２条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。
（総会の議決） 第２０条　総会の議事は、この規約に定	①議決に要する会員数は、地方自治法において特に定められていませんが、この

規約例	留意点
めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	ように規定しておくことが適切と考えられます。 ②議決に要する会員数は、第２２条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ③「この規約に定めるもののほか」とは、特定の重要な事項について、「出席会員の３分の２（４分の３）以上の賛成を要する」などの規定を置くことです。 ④「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使できるという意味です。
（会員の表決権） 第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。 ２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。 （１）○○○○○○○ （２）××××××××	①表決権は、会員１人１票を原則とします。 ②世帯の表決権を１票とすることは、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。 ※規約変更、財産処分、解散の議決のようない重要事項は認められず、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等についても認められません。
（総会の書面表決等） 第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 ２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。	①総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数が極めて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。
（総会の議事録） 第２３条　総会の議事については、次の	①総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために議事録を

規約例	留意点
事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所 （２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。） （３）開催目的、審議事項及び議決事項 （４）議事の経過の概要及びその結果 （５）議事録署名人の選任に関する事項 ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名をしなければならない。	作成することが必要です。 ②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。
第５章　役員会 （役員会の構成） 第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。	①団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際に極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。 ②監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。
（役員会の権能） 第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 （１）総会に付議すべき事項 （２）総会の議決した事項の執行に関する事項 （３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	①団体の最高意思決定機関は総会ですが、実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。
（役員会の招集等） 第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 ２　会長は、役員の〇分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。 ３　役員会を招集するときは、会議の日	①役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

規約例	留意点
時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。 （役員会の議長） 第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。 （役員会の定足数等） 第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第６章　資産及び会計 （資産の構成） 第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （１）別に定める財産目録記載の資産 （２）会費 （３）活動に伴う収入 （４）資産から生ずる果実 （５）その他の収入 （資産の管理） 第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 （資産の処分） 第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上	①「財産目録」は地方自治法第２６０条の４に基づき、設立時及び毎年（年度）初３か月以内に作成することとなっています。 ②法人格を取得する目的が不動産等の資産を保有することであるため、規約に流動資産・固定資産を問わずすべての資産を定める必要があります。 保有する具体的な資産をすべて掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」と定めることも可能です。 ①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が行うこととすることが適当と考えられます。 ①不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。

規約例	留意点
の議決を要する。	
（経費の支弁） 第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。	①日常の出納事務は役員として「会計」を設けた場合は、会計が担当します。
（事業計画及び予算） 第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 ２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。	①事業計画及び予算・決算は重要事項であるため、総会の議決又は承認が必要です。 ②事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年２回開催することが必要となりますが、通常総会は、年度終了後３か月以内に１回行うのが通例です。 よって、第１６条第１項のように、通常総会を年度終了後３か月以内に１回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第２項のように定めておくことが適当です。
（事業報告及び決算） 第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。	
（会計年度） 第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。	①会計年度の定めからは特に制限はありません。一般的には、４月１日から翌年３月３１日までとする場合や、１月１日からその年の１２月３１日までとする例が多いと思われます。
第７章　規約の変更及び解散 （規約の変更） 第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、	①規約の変更は、地方自治法第２６０条の３第１項の規定により総会の専権事項となっています。

規約例	留意点
安城市長の認可を受けなければ変更することはできない。	②規約の変更は、「規約変更認可申請書」により、市長の認可を受けなければその効力を生じません。 ③総会議決数の「４分の３」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。
（解散） 第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。 ２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。	①解散事由 ア　破産 イ　認可の取消 ウ　総会員の４分の３以上の同意による総会の決議 エ　会員（構成員）の欠亡 ②第２項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできません。
（残余財産の処分） 第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	①営利法人等を帰属権利者とすることは、適当ではありません。地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。 ②残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「４分の３」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。
第８章　雑則 （備付け帳簿及び書類） 第３９条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。	
（委任）	①規約施行上の細則を定める者は、会長

規約例	留意点
第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。	でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。 なお、細則としては、「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。
附　則 １　この規約は、○年○月○日から施行する。 ２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 ３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。	①附則第１項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。 ②設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第２項、第３項を定めることが適当です。

認可地縁団体自治会規約＜参考例＞

○○○自治会（町内会）規約（会則）

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡等に関すること

（２）美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること

（３）集会施設の維持管理に関すること

（４）地域のコミュニティ活動の振興に関すること

（５）○○○○○○○○

（名称）

第２条　本会は、○○○自治会（町内会）と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、安城市○○町の区域とし、別表に定めるところによる。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

（１）第３条に定める区域に住所を有しなくなった場合

（２）本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）
第９条　本会に、次の役員を置く。
（１）会長　１人
（２）副会長　○人
（３）会計　○人
（４）監事　○人
（５）書記　○人

第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。
２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）
第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　監事は、次に掲げる業務を行う。
（１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。
（２）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）
第１２条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）
第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）
第１４条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）
第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）
第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
（３）第１１条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）
第１７条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）
第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第１９条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)
第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）
第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。
２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。
（１）規約の改正に関すること
（２）財産の処分に関すること
（３）×××××××に関すること

（総会の書面表決等）
第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）
第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所
（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
（３）開催目的、審議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）
第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）
第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）
第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）
第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）
第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）別に定める財産目録記載の資産
（２）会費
（３）活動に伴う収入
（４）資産から生ずる果実

（５）その他の収入

（資産の管理）
第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）
第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）
第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）
第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）
第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）
第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、安城市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）
第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。
２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）
第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以

上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附　則

１　この規約は、○年○月○日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。